

第6回 芳賀秀次郎賞 受賞作品

■最優秀賞

「今年だけの特別」 東根小6年 紺野 心夢

■優秀賞

小学生の部	「じょうずになりたいな」	鮎貝小2年	佐藤 煌生
	「人生 ぼくのこれから」	東根小6年	大木 大愛
中学生の部	「神の日常」	白鷹中2年	佐藤 晃晴
高校生の部	「やってみる」	荒砥高3年	木口 翼

■佳作（小学生の部）

「あき」	鮎貝小1年	あべ あやと
「サイクリング」	東根小2年	ひぐち こうしん
「お姉ちゃんになったよ」	東根小2年	たかはし ましろ
「『またな』」	蚕桑小3年	今野 敦斗
「出会ってしまった」	鮎貝小3年	佐藤 千晶
「たてるのせかい」	東根小4年	村上 颯
「趣味」	東根小5年	高橋 慶都

■佳作（中学生の部）

「大根」	白鷹中1年	佐藤 瑠南
「挑戦」	白鷹中2年	金田 陽太
「叫ぶ平和を」	白鷹中3年	鈴木 愛梨
「心の安らぎ」	白鷹中3年	佐藤 法彦

■佳作（高校生の部）

「諦めないで」	荒砥高1年	須貝 沙蘭
「ふざけるな」	荒砥高1年	横澤 大鷹
「心の内の本音」	荒砥高2年	鈴木 愛華
「宇宙」	荒砥高3年	田中 久美子

水道事業からお知らせ

■積雪のためメーター検針を休みます（1月～4月）

1月から4月までは、12月検針（11月の使用水量）の水量で料金を請求させていただき、5月の検針で精算させていただきます。冬期間の使用水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

■冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がありますので次のことに注意してください。水道管の凍結を防ぐには、就寝前に「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を開いて水抜きしましょう。半閉めの状態では、水が漏れ続ける場合がありますので、完全に閉めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

※半閉め、半開きのため漏水するケースが多く見られますので十分ご注意ください。

※ヒーター線を巻いている水道管の場合は、ヒーターのコンセントが確実に差し込まれているか、ヒーターが正常に作動しているかを確認しておきましょう。

■使用しない施設などの閉栓手続き

漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行いましょ。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1,000円です。

■水道管の破裂

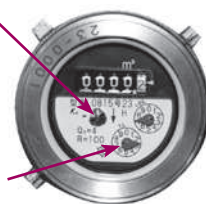
水道管が破裂した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

■漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してからメーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性があります。町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。

パイロットマーク

1リットル針



冬期間も時々メーターを確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。



■「書き損じはがき」の回収にご協力をお願いします

山形県高等学校青少年赤十字連絡協議会では国際教育支援活動の一環として、「書き損じはがき」を換金して文房具を購入し、発展途上国の小学校などに届ける活動をしています。

- 《回収できないもの》
- ・宛先不明で返されたもの
 - ・消印が押されているもの
 - ・宛先住所や氏名が黒く塗りつぶされているもの(年賀状のみ)
 - ・受け取った年賀はがき(年賀状は消印がおされないため)

これまでの高等学校等における回収と同様に、健康福祉センター内健康福祉課でも回収しております。自宅や会社に書き損じはがきがある場合は、回収にご協力をお願いします。

●受付期間 3月19日(金)まで

【受付・問い合わせ】
日赤白鷹町分区分(健康福祉課福祉係)
☎86-0111

■学校体育施設等使用調整会議を開催します

令和3年度の利用について、学校体育施設等の使用調整会議を開催します。利用を希望する団体の代表の方は、必ずご出席ください。

新規に利用を希望される場合は、申請書類等をお渡しします。2月24日(水)まで生涯スポーツ係にご連絡ください。

《使用調整会議》

●いつ 3月2日(火)

午後7時から

●どこで 東根地区コミュニティセンター ホール

【問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係
(白鷹町武道館内)

☎88-7175

各種支援制度への申請はお済みですか？

まだ申請を行っていない対象事業者の方は、お早めに申請ください。

制度名	支援内容の概要	申請期限
白鷹町事業継続給付金(冬季)	宿泊業、飲食店、酒小売業、酒類製造業、タクシー業、運転代行業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、療術業(接骨院等)、花屋、写真館を主として営む事業者を対象とした給付金(1事業者:10万円)	2月26日(金)
白鷹町事業継続雇用維持給付金	雇用調整(休業)を実施し、従業員に対して法定の休業手当を支払った事業者を対象とした給付金	2月26日(金)
白鷹町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金	国雇用調整助成金などに係る申請代行手数料を社会保険労務士などへ支払った事業者を対象とした補助金	2月26日(金)
白鷹町地域変動対策利子補給制度	新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の継続のため、日本政策金融公庫が実施する制度資金や民間金融機関が実施する山形県商工業振興資金により、融資を受けられた町内の商工業者の方を対象とした利子補給	2月26日(金)
白鷹町正社員化促進事業奨励金	非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に、国のキャリアアップ助成金などに上乗せする町奨励金	3月5日(金)
山形県飲食業等緊急支援給付金(県事業)	酒類を提供する夜間営業の飲食店、運転代行業を対象とした給付金(1事業者:20万円または30万円)	2月26日(金)

※対象要件や申請必要書類など詳細については、下記までお問い合わせください。

【町事業の問い合わせ】商工観光課商工振興係 ☎87-0696

【県事業お問い合わせ】山形県置賜総合支庁地域産業経済課 ☎0238-26-6045